

公益性を取扱う仕組みのあり方に係る検討の主な視点（判断要件のあり方）

主な視点	留意点
<p>非営利法人が公益性を有すると判断するための要件の基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公益性の客観的で明確な判断基準」(公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針)となることを目指して検討を進める必要があるのではないか。 ・ 非営利法人が公益性を有すると判断するための要件について、以下のように考えられるのではないか(「新たな非営利法人制度における公益性の位置付けに係る検討の主な視点」参照)。 <ul style="list-style-type: none"> - 法人を 法人の目的、 法人の事業、 公益性を有する法人に必要な規律の面から捉える。 - (1)公益性を有すると判断する際の要件と、 (2)その公益性が維持・確保されるための要件とに分けて検討。 - このうち、 <ul style="list-style-type: none"> (1)の要件については、非営利法人の要件に加えて必要となる要件を検討。 (2)の要件については、(1)の要件の維持のほか、いわゆる活動実績についても判断要素とすることが適当。 - (1)の要件においても、活動実績を判断要素とすることをどのように評価するか。既に設立された非営利法人については、事前に相応の活動が求められることとなる。また、新設の非営利法人については、一定の活動実績を求めることとなるが、どのように考えるか。 ・ 公益性を判断する要件を考える際には、 <ul style="list-style-type: none"> 法人設立者等の判断に資する要件の客観性の確保、 客観性と両立し得る要件の柔軟性の確保、 法人活動の適正さの判断に資する透明性の確保、 公益性に相応しい規律を前提とした自律性の確保 といった視点が必要、との指摘。 ・ 公益性について厳密に定義することは困難であり、むしろ公益性を判断する手続きを透明で適正なものとするにより、公益性が確保されるとの指摘。 ・ 公益性を判断する要件として、法人ではなく、事業に着目する見解は、上記の考え方に従えば、法人の目的や規律を重視せず、特に事業のみに着目して要件を検討するものと理解し得るが、どうか。

主な視点	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人に必要な規律に係る判断基準（注） 	<p>その法人の公益目的を実現するために、あくまで付随的に収益を目的として行う、いわゆる収益事業を峻別して検討することが考えられるが、どうか。</p> <p>その際、公益事業については、法人の公益目的に照らし適切な内容の事業であって、その事業内容が定款等の上で具体的に明確にされており、営利企業として行うことが適当と認められる性格・内容の事業を主とするものでないものと規定し得ると考えるが、どうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)公益性を有すると判断する際の基準としては、公益事業の規定を踏まえ、上記～の点について検討が必要と考えられるが、どうか。 なお、公益性を要件としない非営利法人の行い得る事業については格別の制限をしない方向で非営利法人WGにおける検討が進められている点に留意。 ・ (2)公益性が維持・確保されるための基準として、定量的に捉える観点も含め、事業の実施状況の面から、どのような点について検討することが必要か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)公益性を有すると判断する際の基準としては、非営利法人WGの検討状況を踏まえつつ、解散時の残余財産の帰属、財産的基盤の確保の要否、理事会の必置の要否、理事構成の制限の要否、といった点について検討が必要と考えられるが、どうか。 なお、上記に関し、公益性を要件としない非営利法人については、定款又は社員総会の決議によって定めることとする方向で非営利法人WGにおいて検討が進められている点に留意。 ・ (2)公益性が維持・確保されるための基準として、定量的に捉える観点も含め、規律の遵守状況の面から、どのような点について検討することが必要か。

（注）(a)公益性を有する非営利法人に必要な規律のうち、公益性の判断基準に必ずしも該当しないもの（理事の責任のあり方等）及び(b)法人の規律（ガバナンス等）の遵守を担保するための制度的な仕組みや手段のあり方については、後述の適正運営の確保のところでも検討。